

住所地特例のイメージ

被保険者の動き

住所変更手続き

正しい事例	異動の状況	保険者
事例1 A市の居宅から、B市の施設に入所した場合	<p style="text-align: center;">施設入所</p> <p>A市居宅 B市施設</p> <p>A市居宅 B市施設</p> <p style="text-align: center;">住所変更届</p>	A市のまま
事例2 さらにB市の施設から、C市の施設に変更した場合	<p style="text-align: center;">施設変更</p> <p>B市施設 C市施設</p> <p>B市施設 C市施設</p> <p style="text-align: center;">住所変更届</p>	A市のまま
事例3 C市の施設を退所し、C市の居宅に変更した場合	<p style="text-align: center;">施設退所</p> <p>C市施設 C市居宅</p> <p>C市施設 C市居宅</p> <p style="text-align: center;">住所変更届</p>	C市に変更
場合によっては正しいとは言えないが、あまり影響の無い事例		
事例4 事例1のパターンで、届出を出さない場合(短期の場合を含む)	<p style="text-align: center;">施設入所</p> <p>A市居宅 B市施設</p> <p>A市居宅 A市居宅</p> <p style="text-align: center;">住所変更届を出さない</p>	A市のまま
絶対にやってはいけない事例(B市に多大な損失を与える)		
事例5 事例1のパターンで、入所施設ではなく、B市の親戚等の居宅に届けを出した場合	<p style="text-align: center;">施設入所</p> <p>A市居宅 B市施設</p> <p>A市居宅 B市親戚宅</p> <p style="text-align: center;">虚偽の住所変更届</p>	B市に変更

今後転入による入所者、入居者に対する指導について

1. 他市町村からの転入による入所の相談があった場合、住所地特例該当者であるか把握し、該当者であった場合、適切な指導を行う。(事例1)
2. 短期間で退所が確定している場合等について適切に指導(事例4)
3. 居宅介護サービスは、居宅において行われる事が基本であるため、有料老人ホーム等で居宅介護サービスを利用する場合は住所を変更する必要がある事を説明。
4. 今現在、住所地と違う場所でサービス提供を受けている利用者に対しては、今後何かの機会があった時に、適正な住所設定を行うように指導してください。(今のところ期限は設けません)